

(仮称)上田市債権管理条例(案)に対する意見募集について

現在上田市では「(仮称)上田市債権管理条例(以下「条例」と記載。)」の制定を検討しています。この条例は市の債権の管理方法について、市組織全体の取り扱いを定めるものです。

1 条例制定の趣旨

この条例でいう「債権」は上田市が保有する「金銭の給付を目的とする権利」のことです。上田市が保有する債権は、市税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金、施設の使用料、各種手数料、貸付金など多種多様です。

これらの債権が発生してから消滅するまでの事務処理のことを「債権管理」と言います。債権の保全、取立て、消滅に関する事務などがこれにあたります。

こうした事務処理を適切に行うことが収納率の向上、滞納額の削減、ひいては市民負担の公平性の確保につながります。

上田市では、平成19年に上田市収納管理センターを設置して以来、収納推進本部及び収納対策推進委員会において、市税及び税外収入金の統一的、効率的かつ効果的な収納対策を講じ、滞納対策の強化を図るとともに、納税者等の利便性の向上を図ってまいりました

市税や国民健康保険税等の回収については事務処理が確立され、未収金が減少し、収納率も向上してきました。

一方で、債権によっては債務者の破産や所在不明などの理由で、回収の見込みがなく、未収債権として残ってしまうものがあります。

これらの事実上回収の見込みがない、いわゆる不良債権を延々と管理し続けることは市の行財政にとって合理的ではありません。

債権管理条例では、市の組織全体の債権管理に関する事務処理の基準その他の事項を定めると同時に、回収の見込みがない債権は条件に該当する場合には放棄できる規定を設け、適正な債権の管理を行うことを目的とします。